

建築確認申請の4月以降の状況と留意点

令和7年4月1日の改正法施行後、約4か月が経過しようとするなかで、当センターにおける確認申請提出から確認済証交付までの所要日数の状況と確認申請を円滑に対応させていただくための留意点は以下のとおりになります。

また、確認申請に係る所要日数を短縮するために**1.申請図書ごとの指摘事例**、**2.添付図書の資料の不足事例**についても併せてご確認ください。

1. 申請図書ごとの指摘事例

平面図	・階段の各寸法が未記入 ・採光検討に用いる開口部の概要が未記入
立面図	・給排気口若しくは給排気機の位置が未記入 ・採光検討に用いる開口部の概要が未記入
断面図	・2面以上の断面図が未添付 ・横架材間距離、階高の数値が表計算ツール等と不整合
構造詳細図	・屋根、外壁の仕様が未記入 ・基礎の仕様が未記入
給排水電気設備図	・電気設備の仕様が未記入 ・給排水衛生設備の仕様が未記入
構造図	・表計算ツールの入力値が図面と不整合 ・表計算ツールにより算定された係数が図面と不整合
省エネ	・地域区分の入力誤記 ・断熱材、設備機器の仕様が図面と不整合

2. 添付図書の資料の不足事例

意匠関連	・法チェックの検討を行ったものが未添付
設備関連	・換気設備の風量が分かる資料が未添付
構造関連	・表計算ツールに入力を行ったものが未添付
省エネ関連	・仕様表作成ツールに入力を行ったものが未添付 ・断熱材、設備機器のカatalogが未添付（ツールに直接入力の場合）

3. よくある質問

質問	仕様規定で構造安全性を確認する審査に「地盤調査結果報告書」の添付は必要か。
↓	
回答	「基礎・地盤調査説明書」が必要です。以下2つの方法が考えられます。 ①スクリーウエイト貫入試験により地耐力を設定 ②地盤の種類を確認して地耐力を設定（令93条ただし書き）
質問	完了検査時の確認書類に工事写真がありますが、撮影箇所について確認したい。
↓	
回答	地業、基礎工事の写真に耐力壁、金物等の隠蔽部を加えたものを想定しています。

4. みやぎ住まいる倶楽部講習会で寄せられた質問

質問	大規模修繕・模様替の過半の考え方について確認したい。			
↓				
回答	(柱、はり)	総本数	(屋根、床)	総水平投影面積
	(壁)	総面積	(階段)	階ごとの総数
	当該工事部分が各主要構造部の占める割合の過半を超える場合に、建築確認申請手続きが必要になります。			
質問	大規模修繕・模様替に該当する場合、完了検査は必要か。			
↓				
回答	法第7条の2による規定より、完了検査は必要になります。なお、共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除き、避難施設等に関する工事を含む場合は、検査済証の交付を受けるまで建築物の使用制限がかかる点に注意してください。			
質問	省エネの完了検査において、必要な提出書類はなにか。			
↓				
回答	省エネ基準工事監理報告書、断熱材等の隠蔽部の施工状況写真が必要になります。また、省エネに係る軽微変更に該当する場合は、省エネ軽微な変更説明書の提出が必要になります。			

5. 交付までの日数と短縮するポイント

5-1. 2号建築物の確認申請日から確認済証交付までの所要日数の状況

(※消防同意、道路照会対象物件等を除く)

① 構造計算書を添付される場合	}	⇒	1ヶ月程度
② 省エネ適判を提出される場合			
③ 省エネ適判を省略される場合 (住宅性能評価、長期使用構造等)			
④ 上記①～③に該当しない場合 (構造：壁量計算、省エネ：住宅仕様基準)		⇒	3週間程度

5-2. 確認申請を円滑に対応させていただくための留意点

審査を円滑に進めるため、以下2点の資料について、確認申請図書に添付いただくようご協力をお願いいたします。

- ① 構造 表計算ツールの入力を行ったもの（入力値と図書の整合確認）
- ② 省エネ 仕様表作成ツールの入力を行ったもの（入力値と図書の整合確認）

国住指第 150 号
国住参建第 1574 号
令和 7 年 6 月 30 日

各都道府県 建築主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長
参事官（建築企画担当）
（公 印 省 略）

大臣認定を取得した防耐火構造の外壁等について
認定仕様に記載のない断熱材を充てんして建築することに関する注意喚起

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 25 の規定に基づく大臣認定を取得した防耐火構造については、認定書別添に定める仕様（以下「認定仕様」という。）に適合しないと、防耐火構造の性能上の問題が生じるおそれがあります。このため、大臣認定を取得した防耐火構造を用いて建築する際には、必ず認定仕様に適合させなければなりません。

防耐火構造の外壁等の大臣認定においては、認定仕様において充てん断熱材が記載されていないものがあります。一方で、昨今では、建築物の省エネ性能向上のためなどから、外壁等の中に断熱材を充てんして建築する例が見られるところです。

認定仕様に充てん断熱材が記載されていない外壁等に、認定仕様に記載のない断熱材を充てんして建築した場合には、防耐火構造の性能上の問題が生じるおそれがあることから、下記のとおり注意点をお知らせいたします。なお、断熱改修等においても、同様の注意をお願いします。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

1. 断熱材を充てんする場合には性能評価及び大臣認定を取得すること

認定仕様として充てん断熱材が記載されていない防耐火構造の外壁等において、充てん断熱材を施工しようとする場合には、当該充てん断熱材を施工することによって、防耐火構造の性能上の問題が生じないように、施工者や製造者等があらかじめ指定性能評価機関で性能評価を受けた上で、大臣認定仕様に充てん断熱材を含む形で、大臣認定を取得する必要があります。

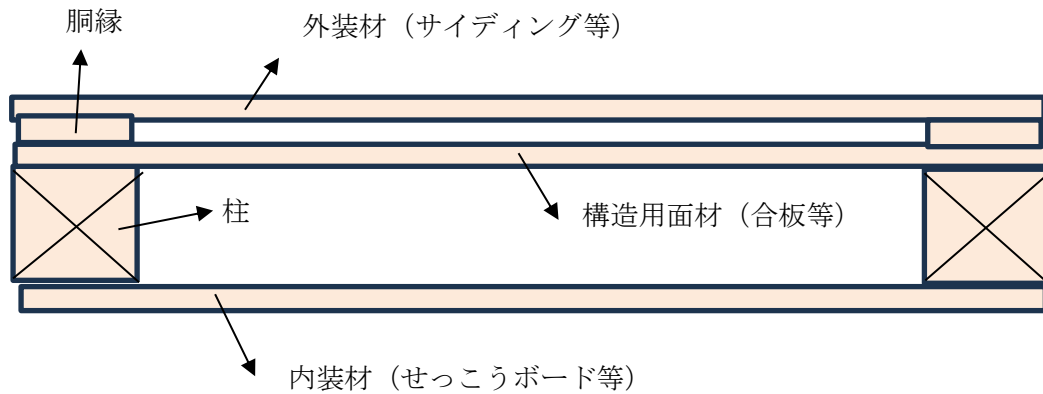
無機系の充てん断熱材の使用などで性能向上すると考える場合でも、性能評価を受けた上で、大臣認定を取得する必要があります。

この大臣認定の取得は、新築においては充てん断熱材を含む建築確認申請をする前、断熱改修等においては充てん断熱材を施工する前に必要となりますのでご注意ください。

2. 認定仕様がない断熱材を充てんした場合について

認定仕様として充てん断熱材が記載されていない防耐火構造の外壁等において、1. に記載した大臣認定の取得手続きを経ることなく、充てん断熱材を施工した場合は、認定仕様への不適合となりますのでご注意ください。

<参考> 仕様に充てん断熱材の記載のない防耐火構造の大臣認定外壁の断面イメージ



大臣認定を取得される方へ

防耐火構造等・指定建築材料の 大臣認定の取得・変更における 注意事項

大臣認定の認定内容を変更する場合は、
たとえ性能が向上すると考えられても変更申請が必要です。

大臣認定不適合となった場合には、
関係者に建築基準法の罰則が適用されることや、建築士
が行政処分を受けることもあります。十分にご注意ください。

国土交通省住宅局
参事官(建築企画担当)付 認定班

建築基準法に基づく構造方法等の認定

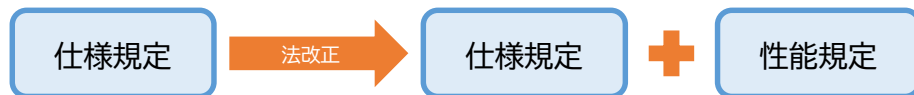
構造方法等の認定(大臣認定)とは？

大臣認定のはじまりは、2000年(平成12年)の建築基準法の改正に遡ります。それまでは建築基準法令の規定が仕様規定であったため、原則として定められた仕様を満たす構造方法(仕様規定)のみ使うことが認められておりました。

2000年の改正で性能規定化が行われ、各種(防火・構造・設備・一般構造等)の構造方法について、建築基準法令で性能を定め、その性能を満たす「国土交通大臣の認定を受けたもの(大臣認定品)」についても使うことが認められました。

このように、多様な建築材料や構造方法の導入を可能とするため、各種の構造方法の性能が、建築基準法令で要求する性能に適合しているものについて、国土交通大臣が認定する制度が、大臣認定制度です。

大臣認定品を使う場合には、建築確認にあたって、構造方法の認定書(大臣認定書)の内容について、確認を受けることとなります。



法改正以降は、これまでの仕様規定に加えて性能規定も使用できるようになりました。

大臣認定にあたって必要な性能評価とは？

大臣認定を申請する者は、あらかじめ指定性能評価機関による性能評価を受ける必要があります。性能評価とは、申請された建築材料や構造方法について、建築基準法令が要求している性能を満足しているか否かの評価です。

性能評価にあたっては、通常、防耐火構造等の場合には防耐火性能試験が、指定建築材料の場合には品質及び品質管理体制の実地確認が行われます。

大臣認定のフロー



防耐火構造等の大員認定

防耐火構造等の大員認定とは？

防耐火構造等とした壁、柱、床などについて、指定性能評価機関で防耐火性能試験を行い、政令で定めた性能を有することが確認された場合に、防耐火構造等の大員認定を受けることができます。



認定書の構成

認定書は「認定書」と書かれた文書と「別添」と書かれた文書で構成されています。**「別添」では、製造・施工する際の仕様などが定められています。**

認定書	別添
〇〇〇〇号 〇〇〇〇様 国土交通大臣	主な記載内容
下記は構造方法等については、建築基準法第68条の25第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第〇条の規定に適合するものであることを認める。	・構造名
記	・寸法、形状等
1. 認定番号 〇〇-〇〇〇〇	・材料構成、仕様
2. 認定をした構造方法等の名称 〇〇〇〇	・構造説明図
3. 認定をした構造方法等の内容 別添の通り	・施工方法
	・注意事項



大臣認定の変更申請にも性能評価が必要です。早めに指定性能評価機関に相談しましょう。

指定建築材料の大臣認定

指定建築材料の大臣認定とは？

指定建築材料(木材、鋼材、コンクリートその他国土交通大臣が定める23種類の建築材料)については、建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する場合、告示に定めるJIS・JASに適合したものとするか、国土交通大臣の認定を受けたものとすることを求めています(建築基準法第37条)。

指定建築材料は建築物の主要構造部に使用され建築物の安全に重要な役割を果たすため、その大臣認定においては、**建築材料の品質**とともに一定の品質を継続的に担保するための**品質管理**も求めています。

そして、**H12建設省告示第1446号第三に大臣認定にあたっての技術的基準**が定められています。

H12建設省告示第1446号

・法第37条の指定建築材料の技術的基準を定めている

第一 指定建築材料として23の品目を示している

指定建築材料23品目

構造用鋼材及び鉄鋼、高力ボルト及びボルト、鉄筋、コンクリート、免震材料、直交集成板等

第二 第一の**建築材料区分ごとに求められるJIS又はJAS**が示されている(JISなら何でも良いというわけではない)(別表第一)
また、**これ以外の場合、大臣認定の取得が必要**

第三 **指定建築材料の大臣認定にあたっての技術的基準**

一 指定建築材料の区分ごとに別表第二(ハ)欄に掲げる測定方法等により確認された同表(ロ)欄に掲げる**品質基準**に適合すること

品質基準

二 建築材料の区分に応じ、それぞれ別表第三(ロ)欄に掲げる検査項目について、同表(ハ)欄に掲げる**検査方法により検査**が行われていること

三 品質基準に適合するよう、適切な方法により、**製造、運搬及び保管**がなされていること

四 **検査設備**が検査を行うために必要な精度及び性能を有していること

五 **次に掲げる方法により品質管理**が行われていること

六 **その他品質保持に必要な技術的生産条件**を次のとおり満たしていること

品質管理基準

指定建築材料の大臣認定にあたっての品質管理に関する技術的基準

第五号 品質管理の方法

イの(1)～(3)で整備しなければならない社内規格を規定し、口～チで社内規格に基づいた品質管理の実行について規定している。

イ 以下の事項の社内規格の適切な整備

- (1)(i)製品の品質、検査及び保管に関する事項
- (ii)資材の品質、検査及び保管に関する事項
- (iii)工程ごとの管理項目及びその管理方法、品質特性及びその検査方法並びに作業方法に関する事項
- (iv)製造設備及び検査設備の管理に関する事項
- (v)外注管理に関する事項
- (vi)苦情処理に関する事項
- (2)製品の検査方法その他製品は所定の品質であることを確認するために必要な事項が社内規格に定められていること
- (3)社内規格が適切に見直されており、就業者に十分周知されていること

社内規格の適切な運用

- イ(1)(i)(ii)に基づいた管理
- ハ イ(1)(iii)に基づいた管理
- ニ イ(1)(iv)に基づいた管理
- ホ イ(1)(v)に基づいた管理
- ヘ イ(1)(vi)に基づいた管理
- ト 上記の管理の記録が必要な期間保存され、品質管理の推進に有効活用されていること
- チ 免震材料については検査結果の改ざん防止の措置がとられていること

第六号 第五号を適切に行うための体制の整備

イ 品質管理の組織的な運営が図られていること

品質管理を適切に行うために、各組織の責任及び権限が明確に定められているとともに、**品質管理推進責任者**を中心として各組織間の有機的な連携がとられていること

□ 品質管理推進責任者が配置されていること

工場等で**製造部門から独立した権限を有する品質管理推進責任者**を選任し、以下の職務を行わせること

- (i) 品質管理に関する計画の立案及び推進
- (ii) 社内規格の制定、改正等についての統括
- (iii) 製品の品質水準の評価
- (iv) 各工程における品質管理の実施に関する指導及び助言並びに部門間の調整
- (v) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言
- (vi) 就業者に対する品質管理に関する教育訓練の推進
- (vii) 外注管理に関する指導及び助言
- (viii) 製品の品質基準への適合性の承認
- (ix) 製品の出荷の承認

大臣認定における注意事項

防耐火構造等の大臣認定における注意事項

●仕様を変更するときは？

別添に記載されている材料、仕様等を一部でも変更する場合、**性能評価及び大臣認定の再申請が必要**です。

性能が向上する変更であっても指定性能評価機関における性能評価を受ける必要があります。これまで「明らかに性能が向上する」と自社内で判断し、仕様変更を行っている事例がありました（以下の「不適合事案」参照）。

性能が向上する変更の場合、新たな試験を要しない性能評価を受けることや軽微な変更として対応することが考えられます。通常の性能評価手数料よりも安価に対応できる場合があります。詳しくは性能評価を行った指定性能評価機関にご相談ください。

それ、認定不適合です!!

不適合事案1(不燃材料)

【概要】

大臣認定を取得した仕様とは異なる粒径・種類の石粒、表裏面塗装の成分・厚み及びめっき鋼板厚みの製品を大臣認定品として販売した。

【原因】

指定性能評価機関から「燃焼に対して不利側の試験体の仕様で試験を行えば、有利側の製品で燃焼試験を再度する必要がない」と説明を受けたが、自社の大臣認定担当者が「製品仕様が大臣認定仕様に対して有利側であれば、申請しなくてよい」と誤った認識をした。

【未然防止対策例】

大臣認定の重要性を海外工場も含めて社内でも共有し専門の委員会を設置し、定期的なミーティングを開き、大臣認定に対する教育を行う。また、大臣認定仕様から逸脱しないように製造管理を徹底する。仕様変更する場合は、事前に内容を把握し再申請を行い、認定書と齟齬のないように管理を行う。

不適合事案2(防火設備)

【概要】

防火設備の施工時に、大臣認定仕様と異なるねじの留め付けピッチで取付けを行った。

【原因】

設計図書に誤りがあり、ねじの留め付け間隔の加工指示が、大臣認定仕様に適合しない寸法になっていた。製品の設計や製造販売準備段階で、当該部分について確認が充分になされないまま、製品が出荷された。

【未然防止対策例】

大臣認定の取得前後において、設計図書及び量産品について大臣認定仕様と相違がないかチェックするルールを作成し、再発防止に努める。



認定を取得した防耐火構造等を製造・施工するとき、「別添」に記載された仕様などから外れていると大臣認定不適合になります！

指定建築材料の大臣認定における注意事項

●品質や品質管理体制を変更するときは？

指定建築材料について、大臣認定を受けた場合、**認定を受けた品質基準に適合する製品を製造**するだけでなく、**認定を受けた品質管理体制を維持**し、製品の製造を行う必要があります。

品質基準を変更した場合はもちろんのこと、品質管理体制を変更する場合にも、大臣認定の変更が必要となる場合がありますので、必ず変更前に指定性能評価機関にご相談ください。

それ、認定不適合です!!

不適合事案1(鉄筋)

【概要】

鉄筋に含まれる一部の化学成分が、大臣認定仕様で規定されていた数値を超過していたにもかかわらず、加工メーカーにおける材料受入検査で見落とされ、不適合のまま製造、出荷された。

【原因】

材料供給メーカーと加工メーカーで化学成分のダブルチェックをしていたが、途中から加工メーカーのみの確認となり、チェック体制が不十分で見落とされた。

【未然防止対策例】

受入検査時のみではなく、製造開始前にも成分の検査を行う。

不適合事案2(壁倍率)

【概要】

壁倍率の認定を取得している製品に使用する固定ねじの表面仕上げの仕様を、環境へ配慮して環境負荷の少ない仕上げ材に変更したが、大臣認定の変更を行っていなかった。

【原因】

認定取得者の大臣認定制度に対する認識不足。

【未然防止対策例】

認定内容に無い仕様への変更は、性能が維持される又は向上する場合でも大臣認定の変更認定が必要となることの社内教育や引き継ぎの徹底。



認定を取得した指定建築材料について、「別添」に記載された品質基準から外れた製品を出荷すると大臣認定不適合になります！



認定を取得した指定建築材料について、「別添」に記載された品質管理体制から外れた品質管理をしていると大臣認定不適合になります！

大臣認定不適合となった場合

大臣認定不適合となると・・・

このリーフレットで紹介したような何らかの手違いなどで、建築確認を受けた大臣認定書における仕様等と、実際の出荷製品の仕様等が異なってしまうと大臣認定不適合となります。

大臣認定とは異なる仕様の製品を出荷し、大臣認定不適合となると、その製品が使用された建築物を利用する人々を危険にさらすおそれがあります。

また、**特定行政庁において建築基準法違反と判断される可能性があります**。建築基準法違反と判断されると、違反建築物の是正対応等が必要となってきますので、十分に注意して下さい。

建築基準法違反の場合には、設計に関与した**建築士が処分を受けたり、関係者に建築基準法に基づく罰則が適用される**こともあります。

建築士法第10条に建築士の懲戒の規定があり、建築基準法に違反した建築士については、特定行政庁からの違反報告に基づき、処分基準に従って処分が行われます。

(このほかに都道府県知事による建築士事務所への処分もあり得ます。)

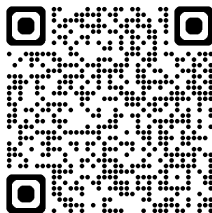
建築基準法に基づく罰則については、法第98条、第99条、第101条において、違反建築物の設計者又は工事施工者、認定建築材料と異なる建築材料を引き渡した者等を拘禁刑又は罰金に処する、とされています。

大臣認定不適合は未然に防ぐことが重要です。大臣認定品の仕様をしっかりと把握しましょう。そして、認定仕様の変更等を行う場合には、確実に変更申請を行いましょう。認定仕様の変更等にあたり、**少しでも判断に迷う場合には、認定の前提となる性能評価を行った指定性能評価機関にご相談ください**。

(参考) 指定性能評価機関一覧

指定性能評価機関によって、業務対象としている防耐火構造等・指定建築材料の区分が異なります。詳しくは、一般社団法人 建築性能基準推進協会のホームページをご確認ください。右の二次元コードを読み取ることで指定性能評価機関の一覧が閲覧可能です。

※二次元コードが読み取れない場合は、一般社団法人建築性能基準推進協会のホームページから「指定性能評価機関(指定区分別一覧)」を選択してください。



本リーフレットに関するお問い合わせ
国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付 認定班
03-5253-8111

令和 7 年 7 月 17 日更新（赤字を追加・修正）

令和 7 年 7 月 4 日

国土交通省住宅局建築指導課

参事官（建築企画担当）付

令和 7 年 6 月 30 日付国住指第 150 号、国住参建第 1574 号に関する QA

「大臣認定を取得した防耐火構造の外壁等について認定仕様に記載のない断熱材を充てんして建築することに関する注意喚起」（令和 7 年 6 月 30 日付国住指第 150 号、国住参建第 1574 号）についてお寄せいただいたご質問について、回答をいたします。

移行認定（大臣認定の内、認定番号が 9000 番台のもの）においては、使用可能とする仕様のうち最不利である仕様のいくつかを例示的に記載しているものや、試験を行っており仕様としては認められる内容が記載されていないものがあります。この他にも、移行認定について取り扱いに疑義がある場合には、**認定取得者にお問い合わせの上、認定取得者を通じて**下記の連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ先 参事官（建築企画担当）付

認定班（代表：03-5253-8111）

	掲載日	Q	A
1	7 / 4 7 / 17 (追記)	防火構造の外壁（耐力壁）に係る PC030BE—9201、 PC030BE—9189、PC030BE—9190、PC030BE—9191、 PC030BE—9192 の認定では、屋内側の被覆について、「厚 さ 75mm のグラスウール又はロックウールを充填した上で、 厚さ 4 mm の合板を張ったもの」及び「厚さ 9.5mm のせっ こうボード」の仕様が併記されており、これが同等とされて いる。 このとき、「グラスウール又はロックウールを充填した上で、 厚さ 9.5mm のせっこうボードを張ったもの」についても問 題ないと解してよいか。	ご質問の PC030BE—9201、 PC030BE—9189、PC030BE—9190、 PC030BE—9191、 PC030BE—9192 の認定について、認定の解釈とし て、以下のように取り扱って差し支えありません。 木造において、グラスウール又はロックウール（厚さは問わない）を 充填した上で厚さ 9.5mm 以上のせっこうボードを張ったものについ ては、大臣認定不適合として扱う必要はない。

2	7 / 4	準耐火構造の外壁（耐力壁）に係る QF045BE—9226、QF060BE—9225 の認定では、グラスウールを充填することについて、どのように取り扱うべきと考えるべきか。より耐熱性に優れるロックウールについてはどう考えるべきか。	ご質問の QF045BE—9226、QF060BE—9225 の認定のうち木造については、以下のように取り扱って差し支えありません。 木造については、当初の認定取得の際にグラスウールを充填した試験体を用いて性能試験が行われているため、グラスウール及びより耐熱性に優れるロックウールの充填について、大臣認定不適合として扱う必要はない。
---	-------	--	--

〈その他いただいたご質問〉

		Q	A
1	7 / 9	防火構造の外壁の認定であって、屋内側についての記載がないものについて、屋内側に被覆を設けて、断熱材を充てんすることは、大臣認定不適合となるのか。	防火構造の外壁の認定であって、屋内側についての記載がないものにおいては、加熱面以外の面となる屋内側は、大臣認定仕様への適合の必要がある範囲ではないため、大臣認定不適合とはなりません。